

一般競争入札公告

社会福祉法人幸和会の発注する「(仮称)小規模多機能居宅介護事業所桜楓苑新築工事」について、下記のとおり一般競争入札を行うので公告する。

平成30年6月15日
社会福祉法人幸和会
理事長 堀中 靖

1. 入札対象工事

- (1) 工事名称 (仮称)小規模多機能居宅介護事業所桜楓苑新築工事
- (2) 工事場所 埼玉県幸手市平須賀2丁目225-2
- (3) 工事期間 平成30年8月から平成31年1月末日まで(予定)
- (4) 工事概要 建築工事・電気工事、衛生・空調設備工事、外構工事、共通仮設工事
- (5) 構造規模 木造平屋建て
延床面積 242.22㎡(建築面積246.59㎡)

2. 入札日時等

- (1) 入札日時 平成30年7月19日(木)午前11時より
(10分前に入室の上、提出書類の確認を受けてください。)
- (2) 入札場所 社会福祉法人幸和会 ひらすかの郷 3F会議室
(埼玉県幸手市平須賀2丁目224番地)
- (3) 入札方法 一般競争入札(入札後即開札)
- (4) 最低制限価格 有(公表しない)
- (5) 入札予定価格 公表しない
- (6) 入札保証金 無

3. 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、または民事再生法(平成11年法律225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者は除く。
- (3) 平成29・30年度埼玉県建設工事請負等競争入札参加資格者名簿(建設工事)に登録されている単体業者で、直近の評価等が次の条件を満たした事業者とする。
 - ① 建築工事の格付がBランク以上であること
 - ② 経営事項審査数値が740点以上であること
 - ③ 資格者名簿の本店又は主たる営業所の所在地が埼玉県内にあるもの。

- (4) 開札日から1年7ヶ月前の日以降の日を審査基準とする経営事項審査（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項についての審査をいう。）を受けていること。ただし、経営事項審査の審査基準日は開札日に直近のものとし、上記（2）ただし書きに該当する者にあつては、手続き開始決定日以降のものであること。
- (5) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県との契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること
- (6) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県との契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること
- (7) 建設業の許可を有すること
- (8) 過去に竣工した、小規模多機能型居宅介護事業所の整備補助を受けた、建築工事の実績があること。（共同企業体の構成員としての実績は含まない。）
- (9) 当法人の理事が役員をしている企業でないこと。

4. 一般競争入札参加資格確認申請書の提出

- (1) 受付期間 公告日から平成30年6月22日までに参加申込をすること。
（土日祝日は除く）
- (2) 受付時間 午前10時から午後3時まで
- (3) 提出書類
 - ア 一般競争入札参加資格等確認申請書（様式有）
 - イ 一般競争入札参加資格等確認資料（様式有）
 - ウ 会社案内・会社経歴書・建設業の許可証（写）
 - エ 平成29・30年度埼玉県競争入札参加資格ランク及び資格審査数値を証する書類
 - オ 施工実績を証する契約書の写し

- (4) 提出方法 持参あるいは郵送（事前連絡必須）

- (5) 提出・問合せ先 〒340-0145 埼玉県幸手市下吉羽1250番地1
社会福祉法人幸和会 特別養護老人ホームしらさぎ苑
担当：荒木 電話：0480-48-6699 FAX：0480-48-3366
メールアドレス shirasagi@kouwakai-saitama.jp

5. 一般競争入札参加資格確認通知及び設計図書等の配布

- (1) 入札参加資格確認審査後、全てに参加資格の有無について書面にて通知を行う。
- (2) 入札参加資格が有りと確認された業者には設計図書等、入札説明書、入札書等書式、図面・仕様書（CD-ROM）を郵送により配布する。（現場説明会は行わないものとする。）
- (3) 配布した図面・仕様書（CD-ROM）は入札日に持参し、返却するものとする。

6. 入札日程等

- (1) 公告日 平成30年6月15日（金）
- (2) 応募締切日時 平成30年6月22日（金） 午後3時まで
- (3) 設計図書等配布日 平成30年6月26日（火）
- (4) 質疑書提出日時 平成30年7月2日（月） 午前10時～午後2時まで
※質問はEメールにて送付すること。（電話、Faxの質問は不可とする。）
- (5) 質疑書回答日時 平成30年7月9日（月）
※回答は入札参加者決定業者にEメールにて送付します。

7. 落札者の決定

- (1) 予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した事業者のうち、最低価格で入札した者を落札者とする。
- (2) 予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した者がいない場合は、再度入札を実施する。（再度入札は1回のみとする）
- (3) 上記（2）によっても落札者がいない場合は、①及び②の場合に限り、下記の条件を遵守したうえで、交渉による随意契約を行うものとする。
 - ① 最低価格で入札した者に契約締結の意思がある場合（最低価格で入札した者に契約締結の意思がない場合は順次、次に低い価格で入札した者を対象とする。）
 - ② 再度入札において、入札に応じる者が1 者のみとなった場合。
 - 条件1. 随意契約であっても契約額は予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上であること。
 - 条件2. 交渉の過程で予定価格を明らかにすることは認められないこと。
 - 条件3. 入札に当たっての条件等を変えることは認められないこと。
 - 条件4. 契約額が確定した場合は、その内容を書面にし、事業者及び業者が署名（捺印）すること。
- (4) 落札者とすべき同額の入札をした者が2 以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。

8. 入札に当たっての注意事項

- (1) 代理人をして入札させる場合は、委任状を提出すること。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100 分の8 に相当する額を加算した額（当該金額に1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108 分の100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札を辞退するときは、入札辞退届により申し出ること。

- (4) 談合等不正行為を行わない旨の誓約書を入札日当日に提出すること。
- (5) 下記の各項目に該当する入札は無効とする。
- ① 入札に参加する資格のない者がした入札
 - ② 郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札
 - ③ 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
 - ④ 談合その他不正行為があったと認められる入札
 - ⑤ 虚偽の一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者がした入札
 - ⑥ 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札
 - ⑦ 次に掲げる入札をした者がした入札
 - ア 入札書の押印のないもの
 - イ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの
 - ウ 押印された印影が明らかでないもの
 - エ 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの
 - オ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
 - カ 2 以上の入札書を提出した者、又は2 以上の者の代理をした者
 - ⑧ 前各項目に定めるもののほか、その他公告に示す事項に反した者がした入札
- (6) 入札に参加する者が1社であるときは入札を執行しない、ただし、再度入札の場合はこの限りではない。

9. 契約方法等

- (1) 本工事の契約は、本会の理事会での承認を受けた後とする。なお、落札決定から本契約までの間に埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱第2条に規定する入札参加停止措置を受けたものは、本契約を締結できない（契約辞退を申し出るものとする）。
- (2) 契約書作成 要
- (3) 契約約款の適用民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款による。（必要に応じた補正を行うこと）
- (4) 契約保証金の徴収は免除する
- (5) 一括下請契約を行わないこと。
- (6) 県等から指導があった場合はそれに従う事。

10. 支払いについて

工事請負契約前に詳細を協議して定めるものとする。

履行保証措置は、工事履行保証保険（工事請負額の10 分の1 以上の金額を保証）によることとし、工事完成保証人制度は採用しないこと。